

# 四半期報告書

(第100期第1四半期)

自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日

宝ホールディングス株式会社

E00396

## 表 紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況	11
----------	----

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) ライツプランの内容	12
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	13

2 株価の推移	13
---------	----

3 役員の状況	13
---------	----

第5 経理の状況	14
----------	----

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18

2 その他	24
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	25
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月11日
【四半期会計期間】	第100期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	宝ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAKARA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大宮 久
【本店の所在の場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075)241局5134番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075)241局5134番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第100期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第99期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高 (百万円)	44,874	44,554	190,525
経常利益 (百万円)	1,180	1,167	8,727
四半期(当期)純利益 (百万円)	547	357	4,677
純資産額 (百万円)	105,442	104,897	109,206
総資産額 (百万円)	192,792	200,752	195,495
1株当たり純資産額 (円)	442.26	444.32	459.92
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	2.59	1.71	22.20
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	22.20
自己資本比率 (%)	48.2	46.0	49.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△350	△553	10,452
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,775	△7,638	△7,350
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,840	7,352	△3,219
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	32,435	32,781	33,624
従業員数 (人)	3,301	3,345	3,265

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第99期及び第100期の第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、連結子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額が1株当たり四半期純利益金額を下回らないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

### 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

新たに提出会社の関係会社となった会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の貸借その他
					当社役員 (人)	当社従業員 (人)			
(連結子会社) FOODEX S. A. S.	仏国 パリ市	ユーロ 250,000	宝酒造 グループ	80.0 (80.0)	1	—	—	—	—

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。  
2. 議決権の所有割合の ( ) 内は間接所有割合で内書きであります。

### 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数 (人)	3,345 (284)
----------	-------------

- (注) 従業員数は派遣社員を除いた就業人員数であり、平均臨時従業員数は、( ) 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数 (人)	16
----------	----

- (注) 従業員数は派遣社員を除いた就業人員数であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）における生産実績をセグメントごと及び品種別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
品種		
宝酒造グループ		
焼酎	19,138	—
ソフトアルコール飲料	5,483	—
清酒	3,580	—
その他酒類	1,515	—
酒類計	29,718	—
本みりん	3,609	—
その他調味料	1,719	—
調味料計	5,328	—
その他	4	—
計	35,051	—
タカラバイオグループ	2,023	—
宝ヘルスケア	479	—
報告セグメント計	37,554	—
その他	186	—
合計	37,741	—

(注) 1. 金額は酒税込み、消費税等抜きの販売価格によっております。

2. 宝酒造グループセグメントの原料用アルコール等は、大部分が酒類等の原料として使用されていること、また、販売実績に対応する生産実績を正確に把握することが困難であることから記載を省略しております。

3. 宝酒造グループセグメントの物流は、物流サービスの提供が主要な事業のため、記載を省略しております。

#### (2) 受注状況

受注生産はほとんど行っておりません。

### (3) 販売実績

#### ①品種別販売実績

当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）における販売実績をセグメントごと及び品種別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		金額（百万円）	前年同四半期比（%）
品種			
宝酒造グループ			
焼酎		18,937	—
ソフトアルコール飲料		5,322	—
清酒		3,722	—
その他酒類		2,441	—
酒類計		30,422	—
本みりん		3,524	—
その他調味料		1,684	—
調味料計		5,209	—
原料用アルコール等		1,429	—
物流		2,106	—
その他		293	—
計		39,461	—
タカラバイオグループ		3,640	—
宝ヘルスケア		692	—
報告セグメント計		43,794	—
その他		672	—
セグメント計		44,467	—
事業セグメントに配分していない収益 (注3)		87	—
合計		44,554	—

- (注) 1. セグメント間の内部売上高は除いて記載しております。  
2. 金額には酒税を含んでおりますが、消費税等は含まれておりません。  
3. 持株会社（連結財務諸表提出会社）において計上した不動産賃貸収益であります。

#### ②相手先別販売実績

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
	販売金額 (百万円)	総販売金額に 対する割合 (%)	販売金額 (百万円)	総販売金額に 対する割合 (%)
国分株式会社	8,207	18.3	8,523	19.1
日本酒類販売株式会社	—	—	4,951	11.1

- (注) 1. 販売金額には酒税を含んでおりますが、消費税等は含まれておりません。  
2. 前第1四半期連結会計期間の日本酒類販売株式会社については、総販売金額に対する割合が10%未満のため記載を省略しております。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の連結売上高は、宝酒造グループ、タカラバイオグループともに減少し、前年同期比99.3%の44,554百万円と若干の減収となりました。一方、原材料価格の安定とコストダウンにより売上原価率が改善し、売上総利益は前年同期比102.2%の17,319百万円となりました。販売費及び一般管理費は、販売競争の激化により販売促進費が増加したものの、研究開発費の減少もあり、前年同期比101.3%の16,207百万円となりました。この結果、営業利益は前年同期比117.0%の1,111百万円と増益となりました。

経常利益は、為替差損益がマイナスに転じたことと、社債発行費の計上があったことにより、前年同期比98.9%の1,167百万円と若干の減益となりました。

特別損益では、資産除去債務に関する会計基準を適用したことによる過年度の減価償却費等を特別損失に計上しましたが、投資有価証券売却益を計上いたしましたので、税金等調整前四半期純利益は前年同期比100.2%の1,118百万円とほぼ前年同期並みとなりました。資産除去債務に係る税効果が認識出来なかったこともあり四半期純利益は前年同期比65.2%の357百万円と減益となりました。

セグメントの業績概要は以下のとおりです。なお、当第1四半期連結会計期間よりマネジメントアプローチによるセグメント区分に変更しており、前年同期間との比較はしておりません。報告セグメントの概要については（セグメント情報等）をご参照ください。

#### （宝酒造グループ）

宝酒造グループでは、ソフトアルコール飲料や調味料が好調に推移しましたが、焼酎や原料用アルコール等が減少したため、セグメント売上高は39,728百万円となりました。原材料価格の安定などにより売上総利益は14,702百万円となりましたが、販売競争の激化により販売促進費が増加し、営業利益は974百万円となりました。資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を特別損失に計上したこともあり、四半期純利益は166百万円となりました。

#### （タカラバイオグループ）

タカラバイオグループでは、理化学機器の減少が響きセグメント売上高は3,772百万円となりました。原価率の改善により売上総利益は2,164百万円となり、さらに研究開発費の減少もありましたが営業損益は32百万円の営業損失となりました。同じく資産除去債務会計基準の影響により特別損失を計上したことや法人税費用により、四半期純損失は234百万円となりました。

#### （宝ヘルスケア）

宝ヘルスケアのセグメント売上高は693百万円、売上総利益は200百万円となりましたが、商品認知度アップ、販路開拓のための広告宣伝費、販売促進費などの負担が重く、72百万円の営業損失となりました。また四半期純損失も72百万円となりました。

#### （その他）

その他のセグメント売上高は1,881百万円、四半期純損失は7百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益1,118百万円、減価償却費1,081百万円がありましたが、法人税等の支払額2,500百万円などにより前年同期間に比べ203百万円支出が増加し553百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、FOODEX S. A. S. の取得による支出3,384百万円に加え、定期預金の預入による支出2,233百万円、余資運用としての有価証券の取得による支出2,000百万円などにより前年同期間に比べ9,413百万円支出が増加し7,638百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行による収入9,923百万円により前年同期間に比べ10,193百万円収入が増加し7,352百万円の収入となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計期間末に比べ842百万円減少し32,781百万円となりました。



### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成18年5月15日の当社取締役会決議により、「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」を導入し、同年6月29日の取締役会で維持する旨の決議を行いました。

しかし、株主の皆様をより多く反映させることが株主の皆様の共同の利益の最大化に資するとの考えから、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、買収防衛策の導入を当社の株主総会にお諮りして株主の皆様の決議に付すこと、及び、対抗措置発動の判断は、原則として当社の株主総会での決議をもって執り行うこと、といった内容を有する買収防衛策に変更することを決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、当買収防衛策の導入が承認可決されました。その有効期間は、平成22年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとし、平成22年に開催される当該定時株主総会において、改めて、株主の皆様へ、当買収防衛策を維持するか否かを判断していただくこととしておりました。

そこで、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、当買収防衛策の一部変更及び継続を決議し、同年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、承認可決されました。

以下はその概要であり、当買収防衛策の全文につきましては、当社ホームページ（<http://www.takara.co.jp/>）2010年5月11日付プレスリリース「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」をご覧ください。

#### 1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

##### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求することで、当社グループの企業価値の向上に努めております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしない）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様へ事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階

強圧的買収)等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

## (2) 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療分野）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。

なお、各事業の主な戦略は以下のとおりです。

### ●酒類・調味料事業（宝酒造グループ）

持続的に安定した利益を創出し、当社グループの確固たるキャッシュフローを下支えする事業として、国内酒類事業の収益力の維持・向上に努める。同時に、加工業務用調味料事業及び海外事業において、事業基盤を構築しながら中長期的な飛躍を目指し、将来の成長事業へと育成する。

### ●バイオ事業（タカラバイオグループ）

収益基盤のさらなる強化を図るため、遺伝子工学研究分野の事業拡大・安定化を進め、医食品バイオ分野を第2の収益事業へと育成する。同時に、遺伝子医療分野における研究開発をさらに積極的に推進し、遺伝子医療の商業化を加速させることで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

### ●健康食品事業（宝ヘルスケア株式会社）

タカラバイオ㈱の技術を活かした商品における通信販売顧客の獲得を最優先の戦略として活動し、将来、当社グループの収益の柱となるような成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制を敷いております。

具体的には、四半期報告書提出日現在（平成22年8月11日）、当社は、10名の取締役（うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、四半期報告書提出日現在、社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名を独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

## 2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記1. (1)のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3-2.をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記3-1.において定義します。）が大規模買付ルール（後記3-2.において定義します。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議

し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

本プランの導入以降、四半期報告書提出日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します。

### 3. 本プランの概要

#### 3-1. 本プランの適用の要件

(1) 大規模買付者による大規模買付行為に適用される。

##### ア 大規模買付行為

⇒特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為は除く。)

(注1) 「特定株主グループ」とは、①当社の株券等(金融商品取引法(昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じ。)第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、又は②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいう。)を意味し、以下同じとする。

(注2) 「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記(注1)の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいう。)も計算上考慮されるものとする。)をいい、②特定株主グループが、前記(注1)の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。)の合計をいい、以下同じとする。

(注3) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとする。

##### イ 大規模買付者

⇒大規模買付行為を行おうとする者

(2) 大規模買付者は、大規模買付行為を行うにあたり、大規模買付ルールを遵守しなければならない。

#### 3-2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルール<1>

大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること

##### ア 当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求めるもの

###### ■意向表明書

⇒名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為(以下「買付提案」という。)の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の書面

###### ■必要情報

⇒意向表明書受領の翌日から5営業日以内に、当社取締役会が大規模買付者に対して交付する必要情報リストに基づいて提出を求める情報(必要情報リストに基づいて提出を求める情報は、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとする。)

##### イ 必要情報の十分性についての判断

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正

な外部専門家（以下「外部専門家」という。）の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された情報が当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとし、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間（後記(2)アにおいて定義する。以下、同じ。）の開始日（以下「検討期間開始日」という。）として、買付提案についての検討を開始する。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日（以下、「初回情報提供日」という。）から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとする。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとする。

## (2) 大規模買付ルール<2>

- (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと
- (b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主が判断する必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、公表を行った日を「検討期間終了日」という。）、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」という。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとする。）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

### ア 当社取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付者による必要情報の提出が十分に行われた日を検討期間開始日として、検討期間開始日から最大30営業日以内の間、外部専門家の意見も参考にして、買付提案を評価検討し、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について決議を行い、当該決議の結果を公表する。

### イ 買付提案が変更された場合

大規模買付者が、検討期間開始日以降に、買付提案について変更を行う場合には、変更後の買付提案（以下「変更買付提案」という。）に係る必要情報を当社取締役会に提供しなければならないものとし、当社取締役会は必要情報として十分な情報の提出があった日を新たな検討期間開始日として検討を開始する。なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とする。

## (3) 大規模買付者への対応

### ア 大規模買付ルールが遵守された場合

#### ■当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

⇒大規模買付者は、当社取締役会の決議の結果が公表された日の翌日から大規模買付行為を開始することができる。

#### ■当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

⇒大規模買付者に対する対抗措置を発動するか否かの判断を株主が行うために、原則として検討期間終了後60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催する。

⇒株主意思確認株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案が可決された場合には本プランに基づく対抗措置を発動し、否決された場合には本プランに基づく対抗措置を発動しないものとする。

### イ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

⇒大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で対抗措置を発動する。

### ウ 対抗措置の内容

一定の者の行使を制限する行使条件、取得条項等が付された新株予約権の無償割当てを行う。

#### 4. 株主及び投資家に与える影響等

- (1) 本プランの導入時において株主及び投資家に与える影響  
導入時点では株主及び投資家の権利関係への影響はありません。
- (2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家に与える影響  
株主意思確認株主総会で議決権を行使できる株主を確定するために一定の日を基準日として公告するので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要があります。
- (3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家に与える影響  
割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、割当てを受けた株主が、所定の行使期間内に、権利行使を行わなかった場合、他の株主による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下します（ただし、取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じない。）。もっとも、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権の無償取得を行う場合には、当社株式の価格が少なからず変動することがあります。
- (4) 対抗措置の発動時において株主に必要となる手続  
株主の申込み手続は不要であり、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。
- (5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続  
当社が、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得するには、株主に、自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出を求める場合があります。

#### 5. 本プランの合理性

- (1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること  
経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。
- (2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること  
本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主が必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっております。
- (3) 株主の意思を反映するものであること  
本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の意思が反映されています。また、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されており、その継続にも株主の意思が反映されています。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主が判断することとしており、株主の意思が十分に反映できる内容となっております。
- (4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと  
本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

以上

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、685百万円（セグメント間の取引消去後）であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。また、生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の休止もありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	870,000,000
計	870,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	217,699,743	217,699,743	東京、大阪の各証券取引 所の市場第一部	単元株式数は1,000 株であります。
計	217,699,743	217,699,743	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	217,699,743	—	13,226	—	3,158

#### (6)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,728,000 (相互保有株式) 普通株式 724,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 205,688,000	205,688	—
単元未満株式	普通株式 1,559,743	—	—
発行済株式総数	217,699,743	—	—
総株主の議決権	—	205,688	—

### ② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
宝ホールディングス(株)	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地	9,728,000	—	9,728,000	4.47
日新酒類(株)	徳島県板野郡上板町上六條283番地	654,000	—	654,000	0.30
日本合成アルコール(株)	川崎市川崎区浮島町10番8号	70,000	—	70,000	0.03
計	—	10,452,000	—	10,452,000	4.80

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	544	500	482
最低(円)	492	451	436

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	33,837	31,500
受取手形及び売掛金	46,586	45,781
有価証券	15,269	14,283
商品及び製品	20,685	20,534
仕掛品	929	876
原材料及び貯蔵品	2,703	2,841
その他	6,586	4,992
貸倒引当金	△57	△65
流動資産合計	126,539	120,745
固定資産		
有形固定資産	※ 42,594	※ 42,941
無形固定資産		
のれん	4,841	1,913
その他	1,986	2,062
無形固定資産合計	6,828	3,976
投資その他の資産		
投資有価証券	17,987	21,073
その他	7,049	7,005
貸倒引当金	△247	△246
投資その他の資産合計	24,789	27,832
固定資産合計	74,212	74,750
資産合計	200,752	195,495
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,248	13,972
短期借入金	10,249	10,140
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
未払酒税	7,590	7,939
未払費用	3,062	3,775
未払法人税等	1,132	1,945
賞与引当金	3,191	2,078
その他の引当金	1,772	1,502
その他	6,422	5,309
流動負債合計	51,670	51,663
固定負債		
社債	25,000	15,000
長期借入金	608	579
退職給付引当金	9,577	9,445
長期預り金	6,402	6,391
その他	2,594	3,209
固定負債合計	44,183	34,625
負債合計	95,854	86,289

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,226	13,226
資本剰余金	3,198	3,198
利益剰余金	82,353	83,785
自己株式	△5,829	△4,650
株主資本合計	92,948	95,559
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,271	4,007
繰延ヘッジ損益	△14	18
為替換算調整勘定	△2,929	△2,918
評価・換算差額等合計	△672	1,106
少数株主持分	12,621	12,540
純資産合計	104,897	109,206
負債純資産合計	200,752	195,495

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	44,874	44,554
売上原価	27,928	27,234
売上総利益	16,945	17,319
販売費及び一般管理費		
販売促進費	5,636	5,828
販売促進引当金繰入額	1,648	1,762
賞与引当金繰入額	603	673
その他	8,107	7,943
販売費及び一般管理費合計	15,995	16,207
営業利益	950	1,111
営業外収益		
受取配当金	180	193
その他	231	138
営業外収益合計	412	331
営業外費用		
支払利息	143	148
社債発行費	—	76
その他	38	51
営業外費用合計	182	276
経常利益	1,180	1,167
特別利益		
固定資産売却益	7	—
投資有価証券売却益	—	412
その他	—	14
特別利益合計	7	427
特別損失		
固定資産除売却損	18	—
投資有価証券評価損	22	—
ゴルフ会員権評価損	21	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	424
その他	8	51
特別損失合計	70	476
税金等調整前四半期純利益	1,116	1,118
法人税、住民税及び事業税	963	1,081
法人税等調整額	△378	△252
法人税等合計	584	829
少数株主損益調整前四半期純利益	—	289
少数株主損失(△)	△15	△67
四半期純利益	547	357

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,116	1,118
減価償却費	1,169	1,081
受取利息及び受取配当金	△222	△207
支払利息	143	148
売上債権の増減額 (△は増加)	△179	△231
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△558	74
仕入債務の増減額 (△は減少)	△392	△927
未払酒税の増減額 (△は減少)	△23	△349
その他	1,290	1,107
小計	2,344	1,814
利息及び配当金の受取額	251	230
利息の支払額	△106	△98
法人税等の支払額	△2,840	△2,500
営業活動によるキャッシュ・フロー	△350	△553
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△102	△2,233
有価証券の取得による支出	—	△2,000
有価証券の売却及び償還による収入	2,492	—
有形及び無形固定資産の取得による支出	△572	△713
有形固定資産の売却による収入	21	21
投資有価証券の売却による収入	—	689
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△3,384
その他	△64	△16
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,775	△7,638
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
社債の発行による収入	—	9,923
自己株式の取得による支出	△1,370	△1,179
配当金の支払額	△1,424	△1,436
その他	△45	44
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,840	7,352
現金及び現金同等物に係る換算差額	185	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,231	△842
現金及び現金同等物の期首残高	33,666	33,624
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 32,435	※ 32,781

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 FOODEX S.A.S. (仏国) は、当第1四半期連結会計期間において新たに株式を取得したため、同社の子会社3社とともに連結の範囲に加えております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 36社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ4百万円、税金等調整前四半期純利益は429百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は488百万円であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>1. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別利益の「固定資産売却益」は、当第1四半期連結累計期間において、その金額が特別利益の総額の100分の20以下となりましたので、特別利益の「その他」に含めて表示しております。 なお、その金額は10百万円であります。</p> <p>2. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別損失の「固定資産除売却損」は、当第1四半期連結累計期間において、その金額が特別損失の総額の100分の20以下となりましたので、特別損失の「その他」に含めて表示しております。 なお、その金額は38百万円であります。</p> <p>3. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別損失の「投資有価証券評価損」は、当第1四半期連結累計期間において、その金額が特別損失の総額の100分の20以下となりましたので、特別損失の「その他」に含めて表示しております。 なお、その金額は1百万円であります。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>投資活動によるキャッシュ・フローの「有価証券の取得による支出」は、当第1四半期連結累計期間において、金額的重要性が増したため、区分掲記したものであります。 なお、前第1四半期連結累計期間は投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しており、その金額は△39百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、100,324百万円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、99,236百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 25,419百万円	現金及び預金勘定 33,837百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 △5,341	預入期間が3か月を超える定期預金 △13,789
取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資(有価証券) 12,357	取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資(有価証券) 12,733
現金及び現金同等物 32,435	現金及び現金同等物 32,781

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 217,699千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,020千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,789	8.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)						
	酒類・ 調味料 (百万円)	バイオ (百万円)	物流 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	37,624	3,745	1,999	1,504	44,874	—	44,874
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	235	106	1,896	1,194	3,432	(3,432)	—
計	37,859	3,852	3,895	2,699	48,307	(3,432)	44,874
営業利益又は営業損失(△)	1,299	△246	23	21	1,099	(148)	950

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質に加え販売市場の類似性などを考慮して、酒類・調味料、バイオ、物流及びその他の4事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
酒類・調味料	焼酎、ソフトアルコール飲料、清酒、ワイン、ウイスキー、中国酒、本みりん、食品調味料、原料用アルコール
バイオ	研究用試薬、理化学機器、研究受託サービス、遺伝子工学研究関連特許実施許諾対価料、遺伝子導入関連製品、キノコ、ブナシメジ特許実施許諾対価料、バイオ医食品
物流	貨物運送業、倉庫業、流通加工業
その他	ラベル、ポスター、カタログ、カートン、段ボールケース、包装紙、販促用品、不動産賃貸、健康食品

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、持株会社体制移行時に新設された事業会社「宝酒造(株)」「タカラバイオ(株)」を中核企業とする各企業グループ、健康食品事業を営む事業会社「宝ヘルスケア(株)」及びその他で構成されており、当社は各事業会社を統括する持株会社であります。各事業会社は、各々取り扱う製品・サービスについて国内あるいは海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、従来の事業の種類別セグメントを基本としながらも、資本系統や経営責任・業績評価の単位を重視し、「宝酒造グループ」「タカラバイオグループ」及び「宝ヘルスケア」の3つを報告セグメントとしております。

「宝酒造グループ」は、主に酒類・調味料製品の製造・販売やこれらの附帯事業(物流など)を行っております。「タカラバイオグループ」は、研究用試薬、理化学機器、キノコなどの製造・販売や研究受託サービスを行っております。「宝ヘルスケア」は、健康食品などを販売しております。



2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報  
 当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	宝酒造 グループ	タカラバイ オグループ	宝ヘルスケ ア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	39,461	3,640	692	43,794	672	44,467
セグメント間の内部売 上高又は振替高	266	132	0	399	1,208	1,608
計	39,728	3,772	693	44,194	1,881	46,075
セグメント利益又は損失 (△)	166	△234	△72	△141	△7	△148

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機能会社グループを含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
 主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	△141
「その他」の区分の損失	△7
セグメント間取引消去	81
事業セグメントに配分していない損益（注）	424
四半期連結損益計算書の四半期純利益	357

(注) 主として持株会社（連結財務諸表提出会社）に係る損益であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
 （固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

「宝酒造グループ」セグメントにおいて、新たに連結子会社としたFOODEX S.A.S.の株式取得に伴い、のれんが2,945百万円増加しております。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

取得による企業結合

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った根拠

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	FOODEX S. A. S.
事業の内容	日本食材輸入卸売業

(2) 企業結合を行った主な理由

欧州での酒類・調味料事業の拡大には流通網の獲得が有効と判断したため。

(3) 企業結合日

平成22年4月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率	0%
企業結合日に取得した議決権比率	80%
取得後の議決権比率	80%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、同社の議決権の過半数を取得したため。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間  
該当期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	3,396百万円
取得に直接要した費用	アドバイザリー費用等	164百万円
取得原価		3,561百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,928百万円(23百万ユーロ)

(2) 発生原因

主としてFOODEX S. A. S. が欧州で展開する事業によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

5. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

連結会計年度開始の日をみなし取得日としたため影響はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 444.32円	1株当たり純資産額 459.92円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	104,897	109,206
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	12,621	12,540
(うち少数株主持分)	(12,621)	(12,540)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	92,276	96,666
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半 期末(期末)の普通株式の数(千株)	207,679	210,179

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 2.59円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、連結子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額が1株当たり四半期純利益金額を下回らないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1.71円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、連結子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額が1株当たり四半期純利益金額を下回らないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	547	357
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	547	357
期中平均株式数(千株)	211,681	208,948

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月5日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 一浩	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中本 眞一	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月4日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 一浩	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中本 眞一	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。